

平成 26 年台風第 11 号に係る対応の検証について

三重県防災対策部災害対策課

1 検証の目的

平成 26 年 8 月 9 日から 11 日にかけて台風第 11 号がもたらした豪雨では、数十年に一度の気象状況が予測される「特別警報」が県内全域に発表され、公共土木施設や農産物などへの被害が県内各地に発生しました。

台風第 11 号に係る対応では、避難指示等の発令や住民への情報提供、住民の避難行動等について、県内の市町で、ばらつきが生じました。また、県としては、一部市町からの情報収集が円滑に実施できなかった事例がありました。

これらを受けて、各市町の対応の実態を把握し、今後の災害応急対策、平常時の災害予防対策に活かすため、市町等と連携して検証を行いました。

(参考) 避難等の状況

- ・「大雨特別警報」———29 市町
- ・「土砂災害警戒情報」——13 市町
- ・「避難勧告・指示」——— 9 市町
 - うち土砂災害警戒情報が基準や判断材料となったところ——3 市町
- ・「避難勧告・指示」の避難対象者 ——約 62 万 9 千人
- ・実際に避難所に避難した住民 ——約 5 千人

2 検証方法

台風第 11 号に係る対応について、次のとおり、市町への調査や市町等との意見交換などを実施し、実態の把握と課題の抽出、課題に対する対応の方向について検討を行いました。

- (1) アンケート調査の実施 (8 月 21 日～9 月 1 日)
- (2) 三重県市町等防災対策会議の開催 (9 月 4 日、10 月 2 日)

また、県としては、防災対策部と地域防災総合事務所・地域活性化局が連携し、地域防災・危機管理会議や防災担当者会議等を通じて、職員派遣の制度・仕組みの再確認を行い、情報収集の在り方等について検証を行いました。

3 検証内容

検証により抽出された課題を、災害対応の体制、避難勧告・指示の発令等、避難所の開設、住民への情報伝達、住民に関する課題、の5項目に整理・分類を行いました。

また、市町へのアンケート調査や市町等防災対策会議等においては、特別警報発表の在り方等について、県・国への要望もありました。

【別添】「台風第11号に係る対応の検証内容一覧表」

4 主な課題と対応の方向

主な課題と、県として整理した対応の方向は、次のとおりです。対応の方向は、市町が取り組む事項と県が取り組む事項の内容に分けて整理を行いました。

(1) 行政の主な課題

① 避難勧告・指示の発令基準の整備・再点検

(課題)

避難勧告・指示の発令基準が未整備、あるいは整備済みの市町であっても、発令のタイミングや対象地区の設定など運用の面で課題が明らかになりました。

(対応の方向)

【市町】

- ・内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、基準の整備・再点検を行うこととします。

【県】

- ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を、整備・再点検における県の基本的な考え方とし、市町に対して、ガイドラインに基づく整備・再点検を促します。
- ・また、発令基準の運用・取組事例の収集を行い、情報提供に努め、市町との意見交換等の場を設けます。

②避難所の迅速な開設

(課題)

避難所開設を待ったので、避難勧告等の発令に時間を要した事例がありました。

(対応の方向)

【市町】

- ・避難所開設の要員をあらかじめ指定しておくこととします。
- ・また、各自治会や自主防災組織等により、住民自身が自主的に避難所が開設できるよう、避難所運営マニュアルの策定など体制を整備しておくこととします。

【県】

- ・地域住民による避難所開設ができるよう、避難所運営マニュアルの策定を引き続き支援します。

③大雨特別警報への対応

(課題)

特別警報発表時の避難勧告等の基準が整備されていないという課題が明らかになりました。

(対応の方向)

【市町】

- ・特別警報も視野に入れつつ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、河川の水位や土砂災害情報提供システムによる情報等具体的な指標も活用して、避難情報を発令する対象地区を具体的に定めておくこととします。
- ・特別警報は、避難勧告等の措置及び対象地区の再検討の目安とすることとします。なお、特別警報が想定する気象状況と異なるため避難勧告等が発令されていない地区においては、特別警報を浸水予想地域や土砂災害警戒区域等における避難準備情報の発令の目安とすることとします。

【県】

- ・市町の検討の際に、必要に応じて、助言・情報提供を行い、市町との意見交換等の場を設けます。

④避難情報の伝達

(課題)

適切な避難行動を促すため、避難情報を住民にどのように伝達するかで苦慮した事例がありました。

(対応の方向)

【市町】

- ・様々な手法で迅速に住民に伝達する手段を用意しておくこととします。
(情報伝達手段の多様化・重層化)
- ・風雨の中では、防災行政無線が聞こえにくいという状況もあるため、緊急速報メールの活用も進めていくこととします。
- ・消防団や自主防災組織等を活用した呼びかけ等の仕組みを構築することとします。

【県】

- ・迅速な避難行動を促すため、「防災みえ.jp」ホームページやメール配信サービスの活用について、引き続き県民への広報に取り組みます。

⑤県の情報収集体制

(課題)

一部市町において、災害対応に迫られ、県の情報収集手段の一つである防災情報システムの入力が進まず、県として情報収集が円滑に実施できなかった事例がありました。

この事例からは、①防災情報システムの項目にこだわりすぎた情報収集の在り方の課題、また、②防災情報システムに依らない情報収集の仕組み(代替手段)が十分に整理されていなかったという課題が明らかになりました。

(県の対応)

- ①報告内容の基準、情報の優先順位を整理したうえで、県防災担当者を対象に、防災情報システム入力研修を実施しました。(9月22日・24日)
- ②防災情報システム入力が困難になった場合に備え、システムに依らない柔軟な情報収集の手段(FAX、電話、無線等)について、上記研修のなかで認識を深めました。

今後は、これらについて、市町に対して説明を行い、共通の認識をもつたうえで、防災情報入力システム研修を実施していきます。

(2) 住民の主な課題

○ 避難勧告・指示、土砂災害警戒情報、特別警報等への住民の理解

(課題)

避難勧告・指示の意味や土砂災害警戒情報、特別警報等の災害情報が住民に浸透していないという課題が明らかになりました。

(対応の方向)

【市町】

- ・消防団や自主防災組織等の組織の力を活用した啓発を行い、これらを中心に、防災コーディネーター等も活用しながら、住民意識の向上を図ることとします。
- ・ホームページによる広報、ハザードマップの配布、訓練（DIG、タウンウォッチング等を含む）への参加呼びかけ等、様々な方法により、住民の災害情報に係る理解促進を図ることとします。

【県】

- ・自主防災組織や消防団などの組織の力による取組を進めるため、消防団や自主防災組織に対する災害情報の理解促進を図ることとします。
- ・住民意識の向上を図ることを目的とした訓練の企画等について、助言等の支援を行います。

5 県・国への要望

市町へのアンケート調査や市町等防災対策会議等においては、次のとおり県・国への要望もありました。

(1) 県への要望

○ 職員派遣の在り方

(要望)

派遣の在り方や情報収集の手法等について検証を求める要望がありました。

(県の対応)

- ・検証により、職員派遣の制度・仕組みについて再確認を行い、被害が予想される場合などの事前派遣も含めた具体的な運用については、今後とも、各市町と調整のうえ対応します。

(2) 国への要望

○ 特別警報発表の在り方

(要望)

特別警報の発表について、都道府県単位ではなく市町単位等エリアを限定した発表、対象となるすべての市町への事前情報を求める要望がありました。

(県の対応)

- ・平成 26 年 9 月 19 日、11 月 13 日に気象庁に提言を行いました。
- ・今後も引き続き、国への提言・提案を行っていきます。

6 今後の取組方向

以上のとおり、台風第 11 号に係る対応の検証として、課題の整理・分類を行い、対応の方向をとりまとめました。

今後は、対応の方向に沿って、着実に改善が進むよう、毎年、出水期までに三重県市町等防災対策会議を開催することとし、災害対応に向けての連絡体制の確認や情報共有等を図っていくこととします。

また、避難勧告等の発令基準の運用に係る課題等についても、今後、避難勧告等の発令を要した災害対応後に、三重県市町等防災対策会議を開催するなどして、マニュアル等に定めた発令基準が避難勧告等の判断に活かされたかどうかの確認など、運用上の検証を行い、市町が発令基準の運用に合わせて、継続的に見直しや情報共有も行えるよう支援していきます。

なお、県では、今回の検証も踏まえて、今年度中に「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」を策定することとしています。